

(社)農協共済総合研究所
常任監事

あさ の ひろ し
浅 野 博 司

3月11日の東日本大震災の後、社会が揺さぶられています。被災地の復興はどうあるべきか、被災者の日常はどのようにして取り戻されるのか、この国の将来はどうなっていくのか。そして、社会全体が大きな転換期を迎えているとして、協同組合は、あるいは共済は、今後、どのような役割を發揮していくべきなのでしょう。

地域の力を核とした復興を

復興の構想・道筋がさまざまに描かれつつあるようですが、懸念もあります。

たとえば、作家の^{ふるいよしきち}古井由吉は、宮城県在住の作家^{さえきかずみ}佐伯一麦との往復書簡で、

それにしても「創造的復興」とか「絶望の後の希望」とか、「防災でなくて減災」だの、これはもう絶望の深みも知らぬ、軽石にひとしい。

というように、起きていることと、目にする空疎な言葉との断絶を指摘しつつ、

安全と振興との、テーマパークのごときものに土地を「改造」してはならない。それでもこの土地に留まって生業を続けようとする住民の意志を、後押しすることが、まず始まりだと思われま

と記しています。(7.18朝日新聞)

また、哲学者の^{わしだきよかず}鷺田清一は、「被災地から離れたところからは、妙にはしゃいだ声が聞こえはじめている」として、

「エコタウン」をはじめとする東北の復興構想を、メニュー片手に得々と語る人たち。いつじぶんの出番が来るかと固唾を呑んで待っている都市プランナーたち。政府の失政を声高に論評する人たち。あるいは、「がんばろう」「お見舞い申し上げます」という、もはや惰性と化した物言い。ここに人は、被災した人たち一人ひとりに届けられることのない「空語」をしか見ないであろう。そして、被災地の救済そっちのけでなされた、首相退陣をめぐる永田町内の泥仕合。

といったふうに、被災者の思いとの隔たりが、むしろ広がっていることの危惧を表明しています。(6.11朝日新聞)

先に当研究所が刊行した『共済総合研究創立20周年記念特集号』(2011. 8)における論稿「地域の潜在力」(渡辺靖仁)には、「大災害が復興に向けての全体主義につながりやすい」ことについての言及があります。

「例えば、復興の諸活動を円滑にするため超法規的措置を要請する声上がる。ところがこれは、場合によっては私権の極端な制限を伴いながら、被災地の大規模再開発に転化する可能性がある。この大規模再開発が、被災者の日常の復旧とはかけ離れた、例えば新たなリゾート開発や従来と著しく異なる土地利用構想となることもありうる。こうして、いわゆる災害資本主義(Naomi Klein. *The Shock Doctrine*, 2008)を誘う可能性が高まる」と指摘し、「このような事態に一定の歯止めをかけるために、〈日常〉を守る観点から被災地の地域の力を核とした復興が望ましい」と述べています。

さらに、〈日常〉の復旧に関して、「災害は特別な共同体(レベッカ・ソルニット. 災害ユートピア, 2010)を生みだすことが知られており、これを〈日常〉的なものにどのようなように転化し、維持するかが問われる」と付け加えています。

ちなみに、レベッカ・ソルニットは、今回の震災後に発したメッセージの中で、2001年、米国で起きた同時多発テロの際に、自然発生的に現れたこの共同体について触れて、

9・11の後、ウォール街からさほど離れていない界限では、相互扶助、自発的自己組織化、生と死のある事象にまつわる資本主義の不適切性という根本的な反資本主義的契機が生まれていたのです。しかしそこで栄えたものを命名し、大切にし、生きのびさせた者はあまりなく、旧来の世界が、自らが破綻し消失したことなどなかったかのように回帰したのです。

と報告しています。今回の震災現場にも、この「災害ユートピア」が現出した、と言えるのではないのでしょうか。

これまで経験したことのないほどの、悲劇的な破壊と喪失の渦中に示された、被災された人々の忍耐強く慎み深い態度、助け合いの姿、利他的なふるまいは、海外報道でも賞賛されました。そこには、弱者を含む普通の人々(=仲間)の絆を大切にし地域を支える協同組合の助け合いの精神も、関与したと考えてよいでしょう。

こうした相互扶助的な特別な共同体(災害ユートピア)を「大切にし、生きのびさせる」

ことができたら、と思わずにはられません。

復興は、少なくとも、都市機能の集約化・合理化や、グローバルズムに対応した競争力強化、利潤の獲得をめざし、民間資本の導入による大規模開発として行う、といったようなものではなく、「それでもこの土地に留まって生業を続けようとする住民の意志」にもとづいた、「被災地の地域の力を核とした」ものとする、農山漁村という社会的共通資本の持続・発展がめざされるべきことが、大前提となるものと考えます。

そのためにも、構想から試行錯誤を含む実践のそれぞれの段階で、協同組合等、とりわけ農業に立脚し、総合性と地域密着性を併せ持つJAが、時にリーダーの一員となり、時にフォロー役に徹することにより、着実に、生産の回復と新たな日常への着地を、めざすべきではないでしょうか。

共済について思いを巡らせる

ここで、この転換期というべきタイミングを迎えたわが国における共済の役割について私見を述べたいと思います。

共済・保険は、個々の契約にもとづき、加入者から掛金を集め、加入者の生命・身体・財産が損なわれた場合に、金銭的な給付を行うものです。共済の役割としては、被災者に

対して共済金を支払うことが第一義であり、これを完遂することが何より重要であることは、言うまでもありません。家屋や家財を保障するJAの建物更生共済では、支払われた共済金の額は9月7日時点で6,600億円を超え、自然災害に対する支払いとして、過去最大となっています。

損害査定は、悲惨で困難な状況の中にあつて、多くのJA職員、他県からの応援も含むJA共済連職員が行いましたが、そこには、職員の献身的な努力、被災者の心に寄り添う姿、組合員同士の気遣い、組合員と職員のお互いへの感謝の言葉が、数多く見られたと伝えられています。(ある職員は、「ひとりはおみんなのために、みんなはひとりのために」という協同の精神がまさに息づいていることを身をもって知ることができた、と報告しています。)

また、今後のこととして、他の共済種類も含めて、保障内容をより充実させるため、条件整備や仕組改訂を行っていくこと、未加入者・低保障者をなくしていくことが重要です。

一方で、商品性の次元にとどまらない、より本質的な確認が必要かもしれません。市場の原理が社会全体を呑み込んでいくことによる、ゆきづまりや不幸が明らかになりつつあるさなかに、原発事故を含む、このたびの破滅的なできごとが起こりました。社会の転換

期にあたり、共済のあり方についても、今一度吟味しておくべき時期を、迎えているように思うのです。

ところで、被災地で被災者自身が物心両面で助け合ったことは、先に述べたとおりですが、同時に全国各地の多くの人々が、被災された人々に向けて、物資や義捐金を送り、また、ボランティアとして、支援のために現場に向かいました。多数の人々が手持ちの資源を拠出し合って被災者に届ける、というこれら義捐金等の機能は、共済と共通している面があると言えそうです。

共済との主な違いは、その拠出が契約にもとづくものではなく（掛金払込義務の履行ではなく）、かつ事後的に、「贈与」として行われるところにあります。そして、この「贈与」という行為には、人と人との（横の）関係にもとづいて、弱者、困っている人に対し、そのつど、仲間が、思いを込めて可能な援助をするという、共済以前から存在し、共済という制度の土台でもある助け合いの精神、風土が、色濃く反映していると言えるのではないのでしょうか。

共済事業は、近代の保険技術を活用することによる計算可能性を獲得しつつ、しかし、営利を目的とする保険とは異なり、組合員同士のまさに助け合いのための手段として、生まれました。「保険は自分のために利用する、

共済はそれにとどまらず他の特定多数（組合員）の手助けをする」と言われるところです。

共済を保険のように、消費者を買い手として、保険会社が市場に投入する商品として（のみ）、とらえることはできません。商品の購入ではなく、人から人への「贈与」的な交換という機能が、その土台にあるということ、共済の特質ととらえることができます。

これはもちろん、新しいことを言っているわけではありませんし、現に、JA共済には、この特質を体現しているとも言える仕組み・制度があります。ここでは、二つのことを挙げておきます。

① 建物更生共済について

JAの建物更生共済による自然災害保障は、すべての自然災害を主契約で保障するものとして、損保に先立って、昭和36年に開始されたものです。

地震・風水害等の大規模災害については、「どんな天災が」「いつ」「どこで」発生するか、わかりません。これに備えるため、全国一律の掛金率のもとで、全国各地の大勢の組合員が長期間（例えば10年）にわたり加入する共済として、以後半世紀以上もの間、大きく成長してきました。どの地域で起きた大規模な自然災害であっても、全国の多数の組合員が長年拠出してきた財源があるので、保障

が可能となるし、長期的に収支も安定するという構造です。

これは、損保商品が、期間的には短期のスパンで（例えば1年）、地震・風雪害・水害を区分し、地域別に保険料を設定して、収支均衡を図っていることと、好対照をなしています。

損保商品は、短期的・地域限定的な災害リスクの高低と保険価格との関係が直接的という点で、加入者の個々の経済的準備として、あるいは保険経営のあり方として、一定の合理性があるとも言えます（ただし、これと表裏をなすこととして、リスクに対応して保険料の水準が頻繁に、かつ、場合によって大幅に、変動することになります）。

一方、建物更生共済の保障のスタンスは、より長期的で、地域の違いや自然災害の種類を問いません。被災しなかった、またはダメージの少なかった組合員が当然のように被災した組合員を支えるシステムであり、地域・世代を超えて、あらかじめ、仲間からの将来の被災者への贈与が組み込んであるということもできるでしょう。

こうして、「自分のための利用というだけでなく、他者を助けるためのものでもある」という共済の特質・思いが、見事に生かされている、と見ることができます。

もちろん、狭義の商品性（保障内容・価

格・サービス＝個々の消費者にとっての商品価値）の優劣で、保険商品と競っている現実があること（現に「共済・保険市場」があること）を無視することはできません。

しかし、協同組合の相互扶助の理念を具現化することのできる、共済のこの優れた特質を、他の共済種類も含めて、今後、仕組みにどのように生かし、組合員や社会に示し、その支持を得ていくか。この時期だからこそ、検討に値するのではないのでしょうか。

② 地域貢献活動について

もうひとつの例として、JA共済が行っている地域貢献活動について、触れておきましょう。

これは、共済契約への加入の有無とは関わりなく、広く、組合員・地域住民のために、事故の未然防止と事故後の支援という観点から、交通事故対策、健康管理、高齢者・身障者福祉、災害救援等の分野で、幅広く実施しているものです。

一般企業においても、企業の社会的責任（CSR）として、社会的貢献、地域貢献の活動を行っている事例が多く見られます。しかし、これらは結局、企業イメージの向上を図り、最終的にその企業の存続をめざすものと見てとれます。

JA共済の地域貢献活動は、事業イメージ

の向上を目的として実施しているのでは、ありません。そうではなくて、共済による保障のみではできない、リスクの管理・軽減（事故の予防や事故後の支援）のために、共済加入とは別の活動を行うことにより、助け合いの十全性を図るものととらえるべきです。共済事業と地域貢献活動が補完し合って、はじめて、広い意味の共済（共に済う）が、成り立つのです。

J A および J A 共済連は、この地域貢献活動の取組方針を策定し、メニューを更新し、各地で現場の運営を行っていますが、メニューの多くは、組合員・地域住民に原則として無償で提供され、その背後には、全国の大数の共済加入者の支えがあります。その意味で、やはり、これも、全国規模での組合員同士の贈与的行為とすることができるでしょう。

以上、共済の特質に関して、組合員から組合員への、人から人への「贈与」という切り口で考えてみました。組合員同士を結びつける「助け合い」「絆」「お互いさまの心」と表現されているものが、少し具体的に見えてくるように思います。

人の命と暮らしのすべてを、資本主義経済に委ねてしまうことの不適切さが、より明らかになってきたように思われる今、協同組合

の価値、よりよい社会・経済に向けたその貢献の可能性を提示していくことが、求められています。

共済についても、保険に対する「商品」としての差別化、優位性の確保といった文脈でのみ語るのではなく、そのおおもとにある価値や役割について、私たち自身が認識を深め、仕組みや制度、活動において具現化し、社会の理解と支持を広げていく必要があると思うのです。